2014年(平成26年)1月20日(月曜日)
週刊循環経済新聞
第1185号　(第3種郵便物承認)　週刊

寄稿連載

火災・爆発事故への処方箋

廃油などの可燃系産廃処理におけるケアポイント　第1回

"再生"に潜むリスク

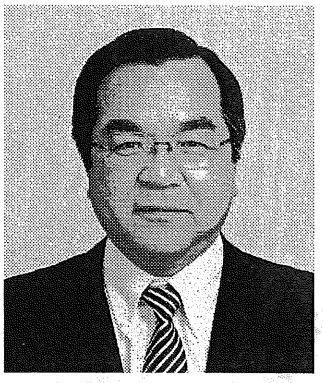

日本廃棄物管理機構
木川 仁

最近、使用済み潤滑油リサイクル、自動車解体、RPF製造や廃プラスチック再生利用を行う事業で火災・爆発事故が頻発している。特に、廃油再生などの可燃系産廃の処理事業では、「リサイクルにおける技術上の諸問題の存在」「排出事業者責任が不明確な状況下での排出」など、危険と裏腹の処理実態が存在するように思われる。

可燃系産廃処理に係る関係者が課題を放置することの危険性を再認識すると同時に、今後、必要な施策を提起することを目的に私見を述べてみたい。

◇　◇

2013年11月、千葉県にある廃油リサイクル工場で爆発が発生して、作業員2人が死亡、16人が重軽傷を負う事故が発生した。また、12月初め、大分県にある廃油処理施設が全焼、タンクローリー7台が炎上する事故が発生した。幸い後者の事故では、けが人等は発生していない。ひと月足らずの期間で廃油処理に関わる2件の大事故が発生したが、単なる偶然の出来事なのであろうか。

事故を起こした両社は、多くの自治体から優良産廃処理業者認定を受けており、順法性は元より、処理施設の能力や維持管理状況や処理状況などの事業の透明性に関する公開も積極的に行っていた。両社のホームページでは、今般の事故状況や原因究明について定期的に情報も開示されている。優れた認定条件を有する処理業者が、安全性の高い処理を行える経営基盤を持っていることは容易に類推されるが、それが必要十分な条件でないこともすぐに理解できる。

安全性を確保した可燃系産廃処理を実践するためには、具体的に何を考えれば良いのか。まず、当該処理分野での事業環境の変化を捉えてみよう。

筆者は、廃油処理分野での課題は、社会全体に3Rの考え方が広まるとともに処理方法が複雑化したことにあると考えている。

3R以前、その主流の処理方法は焼却であり、しっかりした焼却技術を持つ処理業者へ委託することが基本的な考え方であった。ところが、その後、資源価格の上昇や地球温暖化問題への対応など社会環境の変化から、可燃系産廃は有価物として取引されるようになり、現在では、リユースやマテリアルリサイクルを謳った処理が主流になっている。

こうした状況（有価物扱い）になることで、モノの本質が変化したように考える傾向がある。廃油などが有価物になっても、性状や組成などの本質は変わらない。むしろ、新製品の投入で、その本質は複雑化していると考えた方が良い。

このような事業環境下で、マテリアルリサイクルは、十分に確立された技術の下で行われているのか。排出実態を的確に把握して、排出から処分までの全工程が工学的な視点から安全性を確保した体制で行われているのだろうか。　（つづく）

筆者プロフィール
大阪大学応用化学系（修士）修了。油脂メーカーで潤滑油基剤などを研究、その後、産廃処理会社で廃油再生を担当。現在、日本廃棄物管理機構取締役（環境コンサルタント）。